

# 令和8年度北播磨「山田錦」列車発信事業委託事業者選定に係る企画提案コンペ審査要領

## 1 審査方法

- (1) 提出書類をもとに、県民局にて第1次審査を行う。第1次審査を通過した者について、企画提案コンペ審査会において審査員が内容を審査する。
- (2) 提案事業者より提出されている「企画提案書」等の内容に従ったプレゼンテーションおよび質疑応答等により企画提案を審査する。
- (3) 審査員が審査表に従って採点する。
- (4) 各団体のプレゼンテーション終了後に集計し、当選者を決定する。
- (5) 次順位の候補者についても決定する。

## 2 選定基準

### (1) 選定方法

#### 評価点

①②で定める審査項目ごとに、参加業者を評価する。

#### ①得点の配分

審査項目の重要度に応じて②のとおり配分を設定する。

10点満点の項目は「普通」を6点として、15点満点の項目は「普通」を8点として評価する。

#### ②審査項目等

着眼点	得点の配分
県民局が実施する事業として適切か。また内容が目的に合致しているか。	10
兵庫県産山田錦で醸した日本酒及び北播磨特産品の魅力を十分に伝えることができる内容であるか。	15
SNS 発信者や一般消費者へ興味を持たせやすい内容となっているか。	15
独自性や創意工夫のある企画提案となっているか。	10
業務の実績や実施体制から企画提案内容を実施可能な業者であるか。	10
合計	60

### (2) 審査について

第1次審査においては、(1)において算出された点数の合計が25点以上かつ応募資格を有すると判断される提案事業者を通過させる。6者以上の応募者があった場合は、5者程度に絞る。

第2次審査においては、(1)において算出された点数の合計が最も高い提案事業者を受託候補者とする。次に高い点数の提案事業者を次順位とする。

提案事業者が1者のみの場合にあつては、各審査員の評価点数がいずれも合計35点以上であった時に限り、当該提案事業者を受託候補者として決定する。

## 3 結果の通知について

審査結果については、参加事業者全員に通知する。

## 4 その他留意事項

### (1) 次順位の事業者について

選定された受託候補者が辞退又はこの公募要領の規定に違反したこと等の理由により、本業務を受託できなくなった場合は次順位の事業者を受託候補者とする。

### (2) 審査会の公開

本審査会は非公開とする。